

国民公園新宿御苑パークボランティア活動運営基本計画

本基本計画は、「パークボランティア設置要綱」（平成6年7月18日付け環自企第307号）に基づき、新宿御苑パークボランティアについて定めるものである。

1 活動運営の基本的方針

新宿御苑のパークボランティア活動は、園内、管理区域及び園外の関連施設等において新宿御苑の自然・歴史、環境保全への取組を来園者等に普及啓発することを目的とする。

2 活動の運営体制に関する事項

- (1) 活動の運営及び計画については、新宿御苑管理事務所（以下、「管理事務所」という。）が定めて行うものとする。
- (2) 新宿御苑パークボランティア（以下、「パークボランティア」という。）の募集計画及び活動運営体制の整備並びにパークボランティア活動に対しての指示及び対応は、管理事務所が行うものとする。
- (3) パークボランティアは、管理事務所が年度ごとに定める「パークボランティア活動実施計画（以下、「活動実施計画」という。）」に基づいて活動を行うものとする。
- (4) 活動実施計画及び管理事務所の依頼に基づく活動実施中の事故等の緊急時の対応は、管理事務所及び新宿御苑維持管理業務受託者が行うものとする。

3 協力を依頼する活動の内容

(1) 活動内容

① ガイドウォーク

新宿御苑の園内において自然や歴史について解説を行う。

② 主催行事等への協力

管理事務所が主催若しくは共催する行事等への協力を行う。

(2) 活動実施日

① 原則として、毎月第2及び第4土曜日

② 「みどりの日」等の管理事務所が主催若しくは共催する行事を行う日

③ その他管理事務所が定めた日

(3) 活動実施区域

新宿御苑園内を主とする。ただし、研修等で必要が認められ、かつ、職員が了解した場合は管理区域及び園外の関連施設等も含む。なお、園外で新宿御苑パークボランティアとして活動する際は、報酬の受取は認めない。また、交通費等は自己負担とする。

4 研修及び登録に関する事項

(1) 研修

管理事務所は、パークボランティアの募集にあたり養成研修を実施する。また、

パークボランティアの知識・技能の向上を目的とした研修を適宜実施する。

パークボランティアは、活動に必要な知識・技能の習得を目的として各自で個人研修に努める。

(2) 登録

新宿御苑管理事務所長（以下、管理事務所長という）は、(1)の養成研修修了者のうち、以下に掲げる要件を満たす者を「新宿御苑パークボランティア」として登録する。養成研修の修了後概ね6か月間は養成期間とし、2年以上の活動経験を持つパークボランティアの補助として活動することを主とする。

ただし、活動中のパークボランティアと同程度の能力を有していると管理事務所長が認める者についてはこの限りでない。

- ① 新宿御苑で行うパークボランティア活動の趣旨を理解して管理事務所に協力し、また他のパークボランティアと協調して活動できること
- ② 年齢は概ね20歳から80歳までとし、野外活動ができる健康と体力を有すること
- ③ 活動実施計画に定める活動日及び管理事務所の依頼に基づく活動日において、年間5回以上活動できること

(3) 登録期間

登録期間は原則2年間とする。登録期間終了後も引き続き活動の継続意志がある場合には、再登録をすることができる。なお、再登録時に80歳を超える場合は、登録期間を1年とし、本人の意向及び活動状況等を総合的に勘案し、適当と認める場合には再登録を行う。

また、登録の期間中であっても、登録取消願（様式1）により本人の申し出があった場合、若しくはパークボランティアとしてふさわしくない行為があった場合には、管理事務所長は登録の取り消しができるものとする。

5 活動に対する便宜供与の内容

- (1) 活動中に身につける帽子及びワッペンは、全国统一のものを貸与する。
- (2) 活動及び個人研修の際には、上着、腕章、名札を貸与する。
- (3) 活動及び個人研修の際には、本人の入園料を免除する。
- (4) 活動に必要な文具、備品等は管理事務所が貸与する。
- (5) 活動に必要な打ち合わせ及び休憩場所として、インフォメーションセンター2階事務室を使用できる。ただし、管理事務所の都合等により使用できない場合はこの限りでない。
- (6) パークボランティア活動中に生じた事故によるパークボランティア自身の傷害等の補償及びパークボランティア活動に起因する利用者に対する傷害賠償は、原則として、環境省が加入する災害補償保険（ボランティア保険）で対応するものとする。
- (7) 管理事務所は、活動に必要な情報の提供を行う。

6 その他活動の運営に関して明らかにしておくべき事項

- (1) 活動及び個人研修の際は、貸与した腕章、名札の着用を義務づける。
- (2) 活動及び個人研修の際は、活動報告書（日誌）の提出を義務づける。
- (3) 各パークボランティアが行う活動回数は、活動実施計画に定める活動日及び管理事務所

の依頼に基づく活動日において、年間5回以上とする。なお、活動報告書（日誌）の提出のない活動及び他団体等での活動は、活動回数に含めない。

- (4) 各パークボランティアは、管理事務所に登録している連絡先が変更となった場合には、速やかに管理事務所担当者あてに新しい連絡先を登録する。
- (5) けが等の理由により概ね3か月以上活動ができなくなった場合には、管理事務所長あてに活動休止願い（様式2）を提出し、6か月以内に限りその活動を休止することができるものとする。活動再開時には速やかに活動再開届（様式2）を提出するものとし、活動休止願い提出後6か月を過ぎても活動再開届が提出されない場合には、本人に連絡の上、登録を取り消すことがある。
- (6) その他、本基本計画に定めのない事項については、管理事務所長が定めるものとする。

附則 本基本計画は、平成24年4月1日から運用を開始する。

附則 本基本計画は、平成25年11月29日から運用を開始する。

附則 本基本計画は、平成28年8月8日から運用を開始する。

附則 本基本計画は、令和5年9月26日から運用を開始する。

様式1

新宿御苑パークボランティア 登録取消願い

令和 年 月 日

新宿御苑管理事務所長 殿

住 所：

氏 名：

電 話：

次の通り、新宿御苑パークボランティアの活動を取りやめたいので、申し出ます。

<p>理 由 (差し支えない範囲で)</p>	
----------------------------	--

様式2

新宿御苑パークボランティア 活動休止願い

令和 年 月 日

新宿御苑管理事務所長 殿

住 所：

氏 名：

電 話：

次の通り、新宿御苑パークボランティアの活動を休止したいので、申し出ます。

期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
休止を必要とする理由（具体的に）	

様式3

新宿御苑パークボランティア 活動再開届

令和 年 月 日

新宿御苑管理事務所長 殿

住 所：

氏 名：

電 話：

次の通り、新宿御苑パークボランティアの活動を再開したいので、届け出ます。

活 動 休 止 願 い 提 出 日 付	年 月 日
活 動 再 開 の 日 付	年 月 日
休止及び再開の理由	